

第1 審議会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、異議申立人に対し、平成26年8月8日付け25海建用第152号で行った保有個人情報非開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 異議申立てに係る経緯

本件異議申立てに至る経過は、以下のとおりである。

1 開示請求

異議申立人は、和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号。以下「条例」という。）第16条第1項に基づき、実施機関に対し、平成26年3月28日付けで「平成13年3月23日付字東山田公図訂正について、公図訂正区域内の土地が公図訂正の同意を要する地権者でないことがわかる公文書に記載される全ての情報の開示。」（以下「本件開示請求」という。）と記載された保有個人情報の開示請求を行った。

2 開示決定等期限延長通知及び補正通知

実施機関は、条例第22条第2項に基づき、異議申立人に対し、平成26年4月7日付けで、開示決定等の期限を延長することを通知した。

また、実施機関は、条例第17条第3項に基づき、異議申立人に対し、平成26年5月23日付け、平成26年6月24日付けで、補正通知を2回行った。

なお、異議申立人から補正はなされなかった。

3 本件処分

実施機関は、本件開示請求について、作成又は取得していないため、本件処分を行った。

4 異議申立て

異議申立人は、平成26年8月9日付けで、行政不服審査法（昭

和37年法律第160号)第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第3 異議申立ての内容要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消すことを求めるものである。

2 異議申立ての理由等

異議申立人が、異議申立書及び意見書並びに審議会における意見の陳述によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 本件開示請求は、実施機関が平成13年3月23日に実施した公図訂正申出において、域内に土地を所有する異議申立人を公図訂正に係る同意を要しない者としたことがわかる公文書に記載された保有個人情報である。
- (2) 本件開示請求は、実施機関が作成又は取得し、保管しているはずのものである。
- (3) 実施機関が、参考となる資料を添付せずに行った補正通知は条例に違反するものである。
- (4) 実施機関が、補正がなされないために本件処分としたことは条例に違反するものである。
- (5) 日頃から実施機関と頻繁に行っている本件開示請求等に係る面会相談より、実施機関が種々の不正行為を行っていることが判明している。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関の保有個人情報非開示決定通知書及び理由説明書並びに審議会における意見の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね以下のとおりである。

1 本件開示請求の特定について

本件開示請求では、開示請求対象となる保有個人情報の特定が

困難であったため、異議申立人に対し、補正通知を2度行うも、補正はなされなかった。

このことより、実施機関と異議申立人が頻繁に行っている面会相談を踏まえた上で、一定程度の推定を交え、本件開示請求を「実施機関が平成13年3月23日付けで行った公図訂正申出において域内に土地を所有する異議申立人を公図訂正に係る同意を要しない者としたことがわかる公文書に記載された個人情報」と特定した。

2 本件処分について

公図訂正業務について、公図訂正は法務局で行い、実施機関はあくまで公図訂正の申出を法務局へ行うものである。実施機関が公図訂正の申出を行うに当たり、当該公図訂正の域内の関係者から同意を要するか否かについては法務局の要求に従って処理をする。法務局から同意を要求された者については、手続上必要であるため、その者の同意書等の個人情報を作成又は取得する。しかし、同意を要求されていない者については、手続上の必要がないため、その者の個人情報を作成又は取得することはない。

本件公図訂正申出においては、法務局から異議申立人の同意を要求されていないため、異議申立人の個人情報は作成又は取得していない。よって、本件処分としたものである。

なお、公図訂正申出業務は業務委託しており、委託先である土地家屋調査士が公図訂正申出に係る資料を揃え、成果品として実施機関へ提出するものである。仮に、委託先の土地家屋調査士と法務局担当者間の話し合い等において、例えば「異議申立人については同意を要しない。」といったメモ書き等の途中経過書類を土地家屋調査士が作成等する可能性はあるが、公図訂正申出業務の委託契約において、途中経過書類を実施機関に成果品として提出することは契約内容とはなっておらず、そのような途中経過書類は、実施機関に成果品として提出されないことが通常であり、また、実施機関から提出を求めることもない。そのため、土地家屋調査士が作成等した途中経過書類を実施機関が保有すること

はない。

第5 審議会の判断

当審議会は、本件処分の当否につき審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件処分の妥当性について

公図訂正業務において、法務局から同意を要求された公図訂正域内の関係者については、手続上必要であるため、その者の同意書等の個人情報を作成又は取得するが、同意を要求されていない関係者については、手続上の必要がないため、その者の個人情報を作成又は取得することはなく、本件公図訂正申出において、法務局から異議申立人の同意を要求されていないため、異議申立人の個人情報は作成又は取得していないとの実施機関の主張に異論はない。一方、本件開示請求は、実施機関が作成又は取得し、保管しているはずのものであるとする異議申立人の主張には根拠がなく採用することは難しい。

よって、実施機関が行った本件処分は妥当であると判断する。

2 補正について

異議申立人は、実施機関が補正の参考となる資料を添付せずに行った補正通知は条例違反であると主張する。しかし、条例第17条第3項には、補正通知において、「実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない」との努力義務規定があるに過ぎない。よって、実施機関と異議申立人が頻繁に本件開示請求等について相談をしていることを併せて考慮すると、補正の参考となる資料の添付がなくとも、直ちに条例違反とはならない。

また、異議申立人は、補正に応じないため本件処分とすることは条例違反であると主張する。しかし、本件処分は、補正に応じないため行ったものではなく、本件開示請求を作成又は取得していないため行ったものである。

3 結論

以上により、当審議会は、本件処分に関し「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、実施機関が種々の不正行為を行っているとの異議申立人の主張は、本件処分の妥当性の判断に関係しないものであり、当審議会が審議する事柄ではない。

4 付言

実施機関は、異議申立人から本件開示請求についての補正がなされなかったことにより、頻繁に行っている異議申立人との面会相談内容を踏まえ、推定を交えた上で開示請求対象となる保有個人情報と特定している。この特定については異議申立人と実施機関の間に争いはない。しかし、当該特定は、実施機関の多分な推定が含まれ、実施機関が判断する域を超えて特定がなされていると思われる。

本件においては、審議会での意見聴取時において、異議申立人から、開示請求したものは実施機関が特定したものと同一である旨聴取しているため問題はないと思われるが、万が一、実施機関の恣意的な判断による開示請求対象となる保有個人情報の特定が行われることとなれば、保有個人情報開示請求制度の基礎を揺るがすことに繋がりかねないものである。

このことから、実施機関は、本件開示請求に記載のある内容をそのまま本件開示請求の対象となる保有個人情報とし、本件開示請求は特定できないため非開示決定等とする余地があったと考える。

以上を踏まえ、今後、実施機関における開示請求対象となる保有個人情報の特定については慎重に行うことを期待する。

また、異議申立人において、実施機関からの補正通知には真摯に対応することを併せて期待する。

第6 答申に至る経過

年 月 日	審 査 の 経 過
-------	-----------

平成26年 8月21日	○諮問（実施機関）
平成26年 9月10日	○実施機関からの理由説明書を受理
平成26年 9月29日	○異議申立人から意見書を受理
平成27年10月30日	○審議
平成27年12月22日	○実施機関からの説明及び意見聴取
平成28年 1月19日	○異議申立人からの説明及び意見聴取
平成28年 2月22日	○審議
平成28年 3月16日	○審議
平成28年 4月15日	○審議
平成28年 5月20日	○審議